

## 豊中市学校教育審議会に係る規則等について

## 1. 豊中市学校教育審議会規則

## (目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小学校、市立中学校及び市立義務教育学校の通学区域その他の学校教育のあり方についての諸課題を調査審議し、意見を答申するものとする。

## (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、次の各号に定める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 優れた識見を有する者

(2) 市民

2 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

## (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第1項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 教育委員会は、委員に特別の事情があると認める場合は、任期中であっても解嘱することができる。

## (会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(部会)

第8条 審議会に、専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に座長を置き、座長は、部会に所属する委員の互選によりこれを定める。

4 座長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係人の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（平成13年豊中市条例第31号）の施行の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に招集される審議会並びに会長及び副会長に事故がある場合その他の会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、教育長が行う。

3 令和3年8月1日から令和5年5月31日までの間に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成15年4月1日教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日教育委員会規則第7号抄）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月24日教育委員会規則第15号）

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

2 豊中市立小・中学校通学区域審議会規則（昭和29年豊中市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

3 この規則の施行後最初に招集される審議会並びに会長及び副会長に事故がある場合

その他の会長の職を行うものがない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、教育長が行う。

4 この規則の施行後この規則による改正後の豊中市学校教育審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項各号に掲げる者のうちから最初に委嘱される委員の任期は、改正後の規則第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成21年5月31日までとする。

附 則（平成23年3月25日教育委員会規則第2号抄）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日教育委員会規則第12号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月20日教育委員会規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月14日教育委員会規則第1号）

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日教育委員会規則第7号抄）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 2. 豊中市情報公開条例（抜粋）

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
- オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著

しく害するおそれ

- (5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (7) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により公にすることができない情報

（会議の公開）

第23条 附属機関等の会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

### 3. 審議会等の会議の公開の実施に関する要領（抜粋）

#### 第2 公開、非公開の決定

1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。